

◆該当する方のみ御用意ください◆



(小児慢性特定疾病医療費助成制度)

(1) 重症認定申請時添付書類

「重症患者認定」の申請を希望し、なおかつ下記「重症患者認定基準」を満たす場合のみ、
疾病毎の医療意見書と併せて御提出ください。

① 対象者
下記「重症患者認定基準」を満たす方
② 必要書類
小児慢性特定疾病重症認定申請時添付書類 (疾患群ごとに基準及び様式が異なります。)

【重症患者認定基準】

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象の部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） 両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

次ページに続きます

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの 3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

（2）人工呼吸器等装着者申請時添付書類

「人工呼吸器等装着」の認定を希望し、人工呼吸器及び体外式補助人工心臓等を装着されている方で、**下記要件に該当する場合のみ**必要書類を御提出ください。

① 対象者：下記のいずれも要件を満たす方
<ul style="list-style-type: none"> 継続して生命維持装置（下記の装着物）を装着する必要がある方 日常生活動作が著しく制限されている方
② 対象となる装着物
<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器（気管切開口、鼻マスク、顔マスク） 体外式補助人工心臓 ・埋込式補助人工心臓
③ 認定要件
<p>【人工呼吸器装着の場合】</p> <p>24時間持続にて人工呼吸器管理が必要であり、なおかつ離脱の見込みが無いこと。さらに、日常生活において食事・更衣・移動（屋内外）のすべてにおいて部分介助もしくは全介助の状態であること。</p> <p>【体外式補助人工心臓もしくは埋込式補助人工心臓を装着している場合】</p> <p>既に装着しており、今後離脱の見込みが無いこと。なおかつ、日常生活において食事・更衣・移動（屋内外）のすべてにおいて部分介助もしくは全介助の状態であること。</p> <p>※ 日常生活動作における評価基準については、「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」を御参照ください。</p>
④ 必要書類
人工呼吸器等装着者申請時添付書類